

第3回 斜里町農業委員会総会会議録

1. 召 集 令和2年9月28日(月) 13時30分
第3回 斜里町農業委員会を役場2階大会議室に招集した

2. 開 会 令和2年9月28日(月) 13時24分

3. 閉 会 令和2年9月28日(月) 14時00分

4. 出席委員

1 番 青柳	2 番 山口	3 番 馬場	4 番 星	5 番 尾崎
6 番 田中	7 番 泉	8 番 菊池	9 番 岩井	10 番 市村
11 番 波多野	12 番 菅野	13 番 佐藤	14 番 小池	15 番 菱川
16 番 島田	—	—	—	—

5. 欠席委員 2 番—山口委員 5 番—尾崎委員

6. 議事録署名委員 3 番—馬場委員 4 番—星委員

7. 付議議件
議案第 12 号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
議案第 13 号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 14 号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第 15 号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 16 号 斜里町農用地利用集積計画案の承認について

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 伊藤 智哉
事務局 神矢 拓郎
羽田野 由美子

9. 会議の概要

事務局	<p>第3回斜里町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日の欠席委員は2番—山口委員、5番—尾崎委員となっております。</p> <p>出席委員は16名中14名で定数に達していますので農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会には成立しております。</p> <p>議長よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>それでは第3回斜里町農業委員会総会を始めたいと思います。</p> <p>日程1、議事録署名員に、3番馬場委員、4番星委員を委嘱します。</p> <p>日程2、議案第12号農地法第18条の規定による合意解約通知について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第12号農地法第18条の規定による合意解約通知について</p> <p>下記のとおり提出のあった合意解約通知の成立状況について確認を求める。</p> <p>番号1、関係の土地については、字朱円東2筆、地目畑、合計面積は35,128㎡、利用権の種類は賃貸借、契約期間は令和1年12月25日から令和2年11月30日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和2年8月3日となっております。</p> <p>番号2、関係の土地については、字三井2筆、地目畑、合計面積は32,597㎡、利用権の種類は賃貸借、契約期間は平成25年11月25日から令和5年11月30日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和2年9月1日となっております。</p> <p>別紙の合意解約書の写しの確認もお願いします。以上です。</p>
議長	<p>合意解約通知について確認決定してよろしいですか。</p>
全員	<p>よろしいです。</p>
議長	<p>それでは決定とします。</p> <p>日程3、議案第13号農地法第3条の規定による許可申請について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第13号農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>農地又は採草放牧地の権利移動又は権利設定の許可申請について審議を求める。</p> <p>区分1、関係の土地については字以久科南1筆、地目については記載のとおり、面積は954㎡、申請の理由は譲渡人が離農しているので土地を譲渡する。譲受人が農地を譲り受け、経営規模を拡大するとなっております。</p> <p>労働力・経営面積については記載のとおりとなっております。</p> <p>区分2、関係の土地については字朱円東7筆、地目については記載のとおり、合計面</p>

	<p>積は 32,630 m²、申請の理由は譲渡人が所有地を自作しないため譲渡する。譲受人が経営規模拡大のため譲受するとなっています。</p> <p>労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。</p> <p>位置図については同頁記載となっています。</p> <p>現地調査については 1 番が 9 月 25 日(金)菅野委員、市村委員、波多野委員で行っています。2 番は 9 月 25 日(金)泉委員、小池委員、菱川委員で行っています。</p> <p>別紙の農地法第 3 条調査書のとおり農地又は採草放牧地の権利移動制限の項目いづれも該当なしとなっていますのでこちらも併せて確認をお願いします。以上です。</p>
議長	<p>区分 2 が青柳委員の案件となっていますので、先に区分 1 の決定を行いたいと思います。</p> <p>区分 1 の現地確認委員、菅野委員どうでしたか。</p>
菅野委員	問題ありません。
市村委員	別紙の 3 条の調査書の譲渡、譲受者の氏名が反対になっています。
事務局	すみません、氏名が反対になっており間違っていましたので調査書の訂正をお願いします。
議長	それでは、区分 1 の調査書を訂正しましたので問題なしということで決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	<p>区分 1 について農地法第 3 条調査書の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。</p> <p>区分 2 ですが青柳委員退席をお願いします。</p> <p>(青柳委員退席)</p> <p>区分 2 の現地確認委員、泉委員どうでしたか。</p>
泉委員	問題ありません。
議長	区分 2 について、問題なしということで決定してよろしいですか。
全員	異議なし
議長	区分 2 について農地法第 3 条調査書の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。

事務局	<p>(青柳委員着席)</p> <p>ここで一旦総会を休憩とし協議事項 1 番の説明をお願いします。</p> <p>(一時休憩)</p> <p>それでは休憩を解き日程 4、議案第 14 号農地法第 4 条の規定による許可申請について説明をお願いします。</p> <p>議案第 14 号農地法第 4 条の規定による許可申請について 農地又は採草放牧地の転用に係る下記の者の申請について審議を求める。 区分 1、関係の土地についてはウトロ高原 1 筆、地目畑、面積は 5,000 m²申請の理由については農業用施設の建設、転用の概要については記載のとおりとなっております。</p> <p>位置図は同頁記載のとおり、現地確認は 8 月 31 日(月)田中委員、小池委員、菱川委員で行っています。</p> <p>別紙の農地転用許可申請に係る審査表の確認をお願いします。以上です。</p>
議長	<p>現地確認委員、田中委員どうでしたか。</p>
田中委員	<p>問題ありません。</p>
議長	<p>問題なしということで、決定してよろしいですか。</p>
全員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>農地転用許可申請に係る審査表確認の結果と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。</p> <p>議案第 15 号農地法第 5 条の規定による許可申請について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 15 号農地法第 5 条の規定による許可申請について 農地又は採草放牧地の転用に係る下記の者の申請について審議を求める。 区分 1、関係の土地については字三井 1 筆、地目畑、面積は 14,671 m²申請の理由については土採取、採取量 9,525 m³、転用の概要については記載のとおり、期間は令和 2 年許可日から令和 3 年 12 月 20 日までとなっております。</p> <p>位置図は同頁記載のとおり、現地確認は 9 月 25 日(金)佐藤委員、菅野委員、菊池委員で行っています。</p> <p>別紙の農地転用許可申請に係る審査表の確認をお願いします。以上です。</p>
議長	<p>現地確認委員の佐藤委員どうでしたか。</p>
佐藤委員	<p>問題ありません。</p>

議長	問題なしということで決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	<p>農地転用許可申請に係る審査表の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。</p> <p>日程 6、議案第 16 号斜里町農用地利用集積計画案の承認について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 16 号斜里町農用地利用集積計画案の承認について</p> <p>(1)所有権の移転関係</p> <p>番号 1、関係の土地については、字朱円東 3 筆、地目畑、合計面積は 38,478 m²、申請の理由については譲渡人が離農しているため譲渡したい、譲受人は経営規模拡大のため譲受するとなっています。価格については 6,749 千円、反当り 175 千円となっています。斡旋委員は菱川委員長、田中副委員長、青柳委員、泉委員、小池委員で行なっています。位置図については同頁に記載となっています。</p> <p>別紙、農業経営基盤強化促進法 18 条 3 項の調査書ですが、確認の前に譲渡、譲受者の氏名が反対になっていますので訂正をお願いします。以上です。</p>
議長	番号 1 の所有権の移転関係を決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	<p>農業経営基盤強化促進法 18 条 3 項の調査書の確認の結果、異議なしと認め決定します。</p> <p>(2)利用権の設定関係の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(2)利用権の設定関係</p> <p>番号 1、関係の土地については字以久科北 1 筆、地目畑、面積は 14,843 m²、利用権の種類は賃貸借、期間は令和 2 年 9 月 29 日から令和 7 年 7 月 18 日まで、借賃は反当り 4,739 円、支払方法は毎年 12 月 10 日までに指定口座に振り込みとなっています。</p> <p>番号 2、関係の土地については字三井 6 筆、地目畑、合計面積は 68,573 m²、利用権の種類は賃貸借、期間は令和 2 年 9 月 29 日から令和 7 年 7 月 18 日まで、借賃は反当り 3,485 円、支払方法は毎年 12 月 10 日までに指定口座に振り込みとなっています。</p> <p>番号 3、関係の土地については字三井 1 筆、地目畑、面積は 46,820 m²、利用権の種類は賃貸借、期間は令和 2 年 9 月 29 日から令和 7 年 7 月 18 日まで、借賃は反当り 3,780 円、支払方法は毎年 12 月 10 日までに指定口座に振り込みとなっています。</p>

	<p>番号 4、関係の土地については字川上 1 筆、地目畑、面積は 13,548 m²、利用権の種類は使用貸借、期間は公告日から令和 6 年 11 月 30 日までとなっています。 位置図について 1～3 番は同頁、4 番は継続のため省略となっています。 別紙、農業経営基盤強化促進法 18 条 3 項の調査書の確認をお願いします。以上です。</p>
議長	<p>(2)の利用権の設定関係について 3 番は佐藤委員の案件になりますので、先に 1、2、4 番について決定してよろしいですか。</p>
全員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>農業経営基盤強化促進法 18 条 3 項の調査書の確認の結果、異議なしと認め決定します。 3 番の案件について佐藤委員退席をお願いします。 (佐藤委員退席) 3 番について決定してよろしいですか。</p>
全員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>農業経営基盤強化促進法 18 条 3 項の調査書の確認の結果、異議なしと認め決定します。 (佐藤委員着席) ここで休憩とし、日程 7 その他、協議・報告事項の説明をお願いします。 (一時休憩) 本会議に戻し、全体を通して何か意見等ありませんか。</p>
全員	<p>ありません。</p>
議長	<p>以上をもちまして第 3 回斜里町農業委員会総会を終わります。</p>

前記会議の顛末を記録し、その相違なき事を記すために茲に署名する。

令和 2 年 9 月 28 日

斜里町農業委員会 会長 島田 秀一

議事録署名委員 馬場 武夫

議事録署名委員 屋 美 保 子